

香川県定期旅客船事業者支援金交付要綱

（要綱の目的）

第1条 県は、燃料油価格の著しい高騰により経営環境が悪化する中においても、離島航路の維持・確保が図られるよう、定期旅客船事業者に対し支援を行うため、予算の範囲内で支援金を交付するものとし、支援金の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）港湾施設 香川県港湾管理条例（昭和31年条例第9号）（以下「条例」という。）第2条第1号に規定する港湾施設をいう。
- （2）一般旅客定期航路事業 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業をいう。
- （3）係船料 条例別表に規定する係船料をいう（定期船に係るものに限る。）。
- （4）企業 営利の目的をもって事業を営む者をいう。

（支援対象事業者）

第3条 支援金の交付対象となる事業者（以下「支援対象事業者」という。）は、香川県の港湾施設を利用して一般旅客定期航路事業を営む企業であり、次の各号の全てに該当する者とする。

- （1）令和8年7月1日から令和8年9月30日の間に一般旅客定期航路事業に供するため、香川県の港湾施設を利用し、その係船料を支払っていること
- （2）支援の対象となる航路ごとの令和8年4月から令和8年6月までの営業損益（原則として、船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令（昭和26年運輸省令第54号）第3条第1項の表中の航路損益計算書（第7号様式）の計算方法により算出する営業損益をいう。以下この号において同じ。）の額が、前年同期の営業損益の額に比べて減少していること
- （3）第5条に定める香川県定期旅客船事業者支援金交付申請書の提出時において、それ以後も申請に係る一般旅客定期航路事業の航路が維持・確保される計画があること
- （4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと

- (5) 上記に掲げる者のほか、支援事業の趣旨・目的に照らして知事が適当でないと判断する者でないこと

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、別表に定める係船料（次の各号に掲げる係船料を除く。）の額とする。

- (1) 香川県又は市町の運営費等補助金の交付対象となっている航路事業のために用いる船舶の係船料
- (2) 期間に限りを設けて運航される航路事業のために用いる船舶の係船料
- (3) 離島を経由せずに本州と四国の間を直行する航路に用いる船舶の係船料
- (4) 予備船や減便に伴い稼働していない船など、通常の運航の用に供していない船舶の係船料

(支援金の交付申請)

第5条 支援対象事業者が、支援金のうち、令和8年7月分の係船料に係る支援金を受けようとするときは令和8年9月15日までに、令和8年8月分の係船料に係る支援金を受けようとするときは令和8年10月15日までに、令和8年9月分の係船料に係る支援金を受けようとするときは令和8年11月16日までに、それぞれ香川県定期旅客船事業者支援金交付申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、知事が必要と認める図書を添付しなければならない。

(支援金の交付決定)

第6条 知事は、香川県定期旅客船事業者支援金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、支援金の交付を決定し、香川県定期旅客船事業者支援金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条の規定により交付決定通知を受けた支援対象事業者は、香川県定期旅客船事業者支援金実績報告書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第8条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、支援金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき支援金の額を確定し、香川県定期旅客船事業者支援金確定通知書（第4号様式）により支援対象事業者に通知するものとする。

(支援金の支払)

第9条 支援金は前条の規定により交付すべき支援金の額を確定した後に支払うものとする。

2 支援対象事業者は、前項の規定により支援金の支払を受けようとするときは、前条に規定する交付額確定通知の日から起算して14日を経過する日までに、交付請求書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。ただし、その日が県の休日の時は、その直前の県の休日以外の日を提出期限日とする。

(交付決定の取消)

第10条 知事は、第6条の規定により支援金の交付決定を行った場合において、支援対象事業者が、偽りその他不正の手段により支援金の交付決定を受けたときその他当該支援金を交付することが適当でないと認めるときは、その交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(支援金の返還)

第11条 知事は、前条の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、支援対象事業者が既にその支援金の交付を受けている時は、当該支援金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(報告)

第12条 知事は、この要綱の施行に必要な限度において、支援対象事業者に対して報告を求めることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年8月17日から施行する。

別表（第4条関係）

算 定 額
次に掲げる額の合計額 (1) 令和8年7月分として支払った一般旅客定期航路事業の用に供した船舶に係る係船料の額

(2) 令和8年8月分として支払った一般旅客定期航路事業の用に供した船舶に係る係船料の額

(3) 令和8年9月分として支払った一般旅客定期航路事業の用に供した船舶に係る係船料の額

備考

交付申請書の提出時点において一般旅客定期航路事業の休止届及び廃止届を提出している場合は、支援金を交付しない。